

コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書（ポイント）（令和2年9月公表）

①調査開始の経緯・調査方法（第1,2）

24時間営業をはじめとして、これまでの本部と加盟店との在り方を見直すような動きが生じていること、平成23年の調査から一定の期間が経過していることを踏まえ、**平成以降3度目の実態調査**を行うこととしたもの

<過去最大規模のアンケート調査等>

大手8チェーンの本部等に聞き取りを行ったほか、全加盟店**5万7524店**に対してWebアンケートを実施

1万2093店（8423オーナー）分の回答を収集
期間：令和2年1月17日～同年2月14日
回答率：店舗数ベースで**21.0%**
オーナー数ベースで**27.1%**（推計値）

②コンビニ市場の現状（第3,12の1）

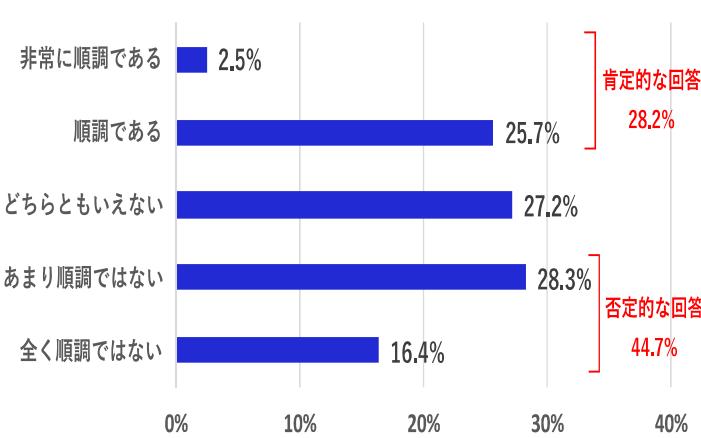
- 平成22年から今回の調査までにコンビニエンスストア数は**約1.3倍**に増加
- 人口減少下で店舗数が増えたことにより、平成22年から平成29年までに1店舗当たりの人口は**663人減少（▲22.5%）**
- アルバイトの平均時給は5年前から**107円上昇**（819円→926円）
- 平成13年から今回の調査までにコンビニエンスストアチェーン本部の数はほぼ**半減**（15本部⇒8本部）
- 直近10年間でコンビニエンスストアの倒産・休廃業等は**約3.5倍**に拡大（年間91件⇒316件）

③オーナーの実態（第7,8,12の1）

- オーナー数**は**3万1107名**（平成30年度末）
 - 個人オーナー58.6%，法人口オーナー41.4%
 - 法人口オーナーの89.3%は資本金1000万円以下。
 - 本部店舗型契約：82.8%，自前店舗型契約：17.2%
 - 加盟店店舗の約10%（5911店）は、10店以上経営する大規模な法人フランチャイジーにより経営されている。
- 個人資産額**（世帯・純資産ベース）
60.8%が「債務超過状態」又は「500万円未満」
- 勤務実態**
 - 1週間当たりの**平均店頭業務日数**は**6.3日**
 - 年間の**平均休暇日数**は**21.3日**（月1.8日）
 - 1週間当たりの**平均店頭業務時間**は**44.4時間**
 - 年間の**平均深夜勤務日数**は**84.7日**（月7.1日）

④加盟店の概況（第7）

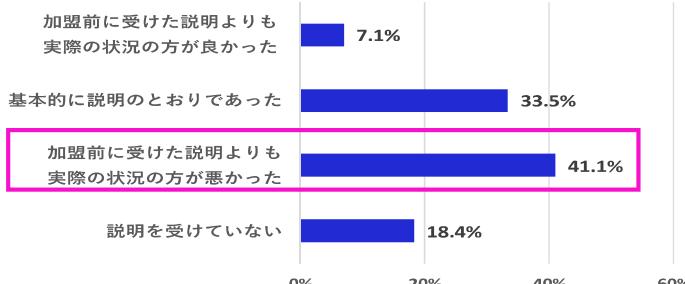
現在の経営状況に関しては、否定的な認識を持つオーナーが多い。



⑤募集時の説明と実際の差異（第10）

募集時の説明と実際の状況に差が無かったかを確認したところ、「**予想売上げ又は予想収益の額（モデル収益等も含む）に関する説明**」について、「加盟前に受けた説明よりも実際の状況の方が悪かった」との回答が**41.1%**となった。

図表第10-18 予想売上げ又は予想収益の額に関する説明



⑥仕入数量の強制等（第11, 13）

- 意に反して仕入れている商品**の有無
⇒「ある」が**51.1%**
- 必要以上の数量を仕入れるよう強要された経験**の有無
⇒「ある」が**47.5%**
- 本部指導員に無断で発注された経験**の有無
⇒仮発注を含めると**44.6%**が経験

また、意に反して仕入れている理由として、『契約を更新しない・解約すると言わされたから』などの報告も多数寄せられた。

本部が加盟店の販売能力を超えた仕入要請を行ったため、本部の指導員や店舗で働く大学生等による自費購入が生じている可能性も。

⑦見切り販売の制限（第11回）

平成21年に排除措置命令。その後を調査。

88.0%のオーナーが、直近3年間に見切り販売を制限された経験が「ない」と回答。

一方、ディイリー商品の見切り販売を「行っている」又は「たまに行うことがある」と回答したオーナーは30.0%であり、**70.0%のオーナーは見切り販売を「行っていない」と回答。**

ただし、指導員から「『見切り販売をしたら契約を更新しない・契約を解除する』と言われた」

平成13年・23年調査に統いて「見切り販売は可能だが、かなり時間の掛かる方法のためほとんどの店舗が行えない状態」といったシステム上等の問題を指摘する報告も。

時短営業店の増加に伴い見切り販売のニーズも高まると考えられ、問題が生じないよう特に留意する必要。

⑨ドミナント出店（第12回）

1 オーナーのコンビニ店舗数に関する認識

・1次商圏内のコンビニエンスストア数：平均**4.0**店
・**67.2%**がコンビニが「多いと感じる」又は「どちらかといえば多いと感じる」と回答

2 最も競合する相手

他チェーンのコンビニなど同一チェーン以外の店舗と競合しているとの回答が**74.8%**。（また、同一チェーンの店舗と競合している場合でも、その31.3%は、既存店がある地域に自分の店舗を後から出店したことで生じた競合であった。）

3 同一チェーン競合が生じた場合の影響

1年後・3年後のいずれも日販が減少したとの回答が目立った。

⑧年中無休・24時間営業（第12回）

1 現在の状況

昨年以降、本部の姿勢に変化がみられ、24時間営業の加盟店は既に**2000**店以上減少。

2 オーナーが時短営業を希望する背景

- ・**77.1%**の店舗が深夜帯は赤字
- ・**93.5%**の店舗が人手不足を感じている
- ・**62.7%**のオーナーが現在の業務時間について、「どちらかといえば辛い」、「非常に辛い」と回答

3 今後の意向（調査時点）

「引き続き24時間営業を続けたい」と回答したのは**33.2%**にとどまり、**66.8%**は「人手不足等により一時的に時短営業に切り替えたい」、「一度実験してみたい」又は「時短営業に完全に切り替えたい」と回答。

4 時短営業に関する本部の態度

時短営業に関する本部との交渉状況については、本部が「交渉に応じていない（交渉自体を拒絶している）」との回答も**8.7%**みられた。

独占禁止法上の考え方（抜粋）

合意すれば時短営業への移行が認められることになっているにもかかわらず、本部がその地位を利用して協議を一方的に拒絶し、加盟者に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には優越的地位の濫用に該当し得る。

時短営業を容認することとした本部においては、**社内に周知徹底するとともに、時短営業に係る協議の要請があった際には、加盟者の立場に配慮した丁寧な対応を行う必要がある。**新型コロナウイルス感染防止のための対応も含め、24時間営業を巡る事業環境が大きく変化している昨今において、このことは特に留意すべきものと考えられる。

⑩評価と公正取引委員会の対応（第13回）

■ 全体評価

平成以降3度目の調査であったが、本部と加盟店との取引においては、**今なお多くの取り組むべき課題がある**ことが明らかとなった。

■ 公正取引委員会の対応

- ① 本部に対する改善要請
- ② 業界団体に対する要請
- ③ フランチャイズ・ガイドラインの改正
- ④ 報告書等の周知
- ⑤ 違反行為に対する厳正な対処